

第4章 自殺対策の取組

1 基本施策

基本施策1 地域におけるネットワークの強化

誰も自殺に追い込まれることのない地域社会を実現するためには、市役所内各部局を含め、保健、医療、福祉、教育、労働その他生きる支援に係る関係機関が連携・協働し、市全体で、包括的に自殺対策を推進していくことが必要です。そのためには、市役所内外の地域の様々な関係機関が各々の果たすべき役割を明確化・共有したうえで、相互の連携・協働の仕組みを構築します。

- (1) 地域における連携・ネットワークを強化します。
- (2) 市役所内における連携を強化します。

基本施策2 自殺対策を支える人材の育成

様々な悩みや生活上の困難を抱える人に対する理解と、周囲の早期の「気づき」が重要です。また、声をかけ、傾聴し、必要に応じて専門家につなぎ、見守ることが必要です。保健、医療、福祉、教育、労働、その他関係機関の従事者については、普段の職務における市民とのふれあいの中で、地域住民については住民どうしの関わりの中で、ゲートキーパーとしての役割を担えることが求められます。

本市においては、市民や相談支援に関わる人へゲートキーパー養成研修を受講する機会を拡充し、また市役所内の関連する施策における人材育成の機会において自殺対策についての周知を徹底する等、強化を図ります。また、ゲートキーパー養成研修等において、支援者が相談支援の中で抱える可能性のある心理的な悩みについても対応できるよう、周囲のサポート体制を含め普及啓発を行います。

- (1) 様々な職種を対象に研修を行います。
- (2) 市民を対象とする研修を行います。

基本施策3 市民一人ひとりの気づきと見守りの促進

自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こりうる危機」ですが、危機に陥った人の心情や背景が理解されにくい現実があります。命や暮らしの危機に陥った場合には、誰かに援助を求めることが適当であるということの理解を促し、また、危機に陥った人の心情や背景への理解を深めることも含め、積極的に普及啓発を行う必要があります。

自分の周りにいるかもしれない悩みを抱える人の存在に気づき、思いに寄り添い、声をかけ、話を聞き、必要に応じて専門家につなぎ、見守っていくことが大切です。自殺対策における市民一人ひとりの役割等についての意識が共有されるよう、教育活動、広報活動等を通じた啓発事業を展開します。

- (1) 生きる支援に関連する講演会を実施します。
- (2) あらゆる媒体を通して、市民・関係機関への周知を行います。
- (3) 特定の場所やイベントにおいて啓発します。

基本施策4 生きることの促進要因への支援及び阻害要因の減少

自殺対策は、個人においても社会においても、「生きることの阻害要因」を減らす取組に加えて、「生きることの促進要因」を増やす取組を行うことが必要です。日々の暮らしの中で市民が抱える様々な悩みが「生きることの阻害要因」となりうるため、幅広い分野において生きることの促進要因への支援を推進します。

- (1) 居場所づくりに取り組みます。
- (2) 相談支援を実施します。
- (3) 自殺未遂者を支援します。
- (4) 自死遺族*を支援します。
- (5) その他、生きることの促進要因の増加及び阻害要因の減少への支援をします。

基本施策5 児童生徒のSOSの出し方に関する教育

「困難やストレスに直面した児童生徒が信頼できる大人に助けの声をあげられる」ということを目標として、信頼関係の構築のもとSOSの出し方に関する教育を、学校教育を通して実施します。また、教職員、児童生徒同士や保護者が、こころのサインに気づき、受け止め、見守ることができるよう啓発します。

- (1) 児童生徒のSOSの出し方に関する教育を実施します。
- (2) 児童生徒のSOSの出し方に関する教育を推進するための連携を強化します。

2 基本施策における重点的な取組内容

基本施策1 地域におけるネットワークの強化

(1) 地域における連携・ネットワークの強化

保健、医療、福祉、教育、労働、その他の関連施策と有機的な連携を図り、総合的に自殺対策を実施するために、市役所内で情報や課題を共有します。また、各会議等により、複雑困難な事例（既遂や未遂等のケースを含む）について、関係機関で情報共有し、検討を行うことで、必要な対策や支援を実施します。

取組内容	担当	重点対象				
		子ども・若者	子育て世代	労働者	高齢者	生活困窮者
自殺対策推進本部会議の開催 【新規】	自殺対策推進本部	○	○	○	○	○
自殺対策連絡会議・ワーキングチームの開催	健康課 連絡会議参加課	○	○	○	○	○
生活困窮者自立支援連絡会の開催	生活福祉課	○	○	○	○	○
加古川市障害者自立支援協議会の開催	障がい者支援課	○	○	○	○	○
要保護児童*対策地域協議会の開催	家庭支援課	○	○	○		○
地域ケア会議・虐待防止検討会議の開催	高齢者・地域福祉課				○	
精神障害者地域支援連絡会（警察・健康福祉事務所・市担当者会議）の開催	健康福祉事務所 （県保健所）	○	○	○	○	○

(2) 市役所内における連携の強化

市役所内の各種窓口等で、業務において把握した生きる支援を必要とする市民の悩みごとを傾聴し、適切な相談機関へつなげます。

取組内容	担当	重点対象				
		子ども・若者	子育て世代	労働者	高齢者	生活困窮者
各種窓口等において、生きる支援を必要とする市民からの相談を傾聴し、相談機関への連携を行う。 【拡充】	市役所内全部局	○	○	○	○	○

基本施策2 自殺対策を支える人材の育成

(1) 様々な職種を対象とする研修

保健・医療・福祉・教育・労働等、様々な分野において相談支援に従事する人が、悩みを抱える人から相談を受けた場合に、傾聴することや、適切な機関につなぐ等の役割を担えるように人材を育成します。また、支援者のセルフケア*についての知識の普及や、支援者をサポートできる体制の確保に努めます。

取組内容	担当	重点対象				
		子ども・若者	子育て世代	労働者	高齢者	生活困窮者
相談支援従事者対象のゲートキーパー養成研修を実施する。 【拡充】	健康課	○	○	○	○	○
生きる支援に関連する人材の研修・会議等において、自殺対策を推進します。 【拡充】						
・救急隊員の研修	救急課	○	○	○	○	○
・犯罪被害者等支援に関する研修	生活安全課	○	○	○	○	○
・人権相談に対応する職員の研修	人権文化センター	○	○	○	○	○
・相談支援専門員の研修	障がい者支援課 (障がい者基幹相談支援センター*)	○	○	○	○	○
・乳児家庭全戸訪問指導員研修会	育児保健課	○	○	○		○
・児童クラブ職員（支援員及び補助員）の研修	社会教育・スポーツ振興課	○				
・ファミリーサポートセンター提供会員の養成講座	こども政策課		○			
・民生委員・児童委員の研修	高齢者・地域福祉課				○	
・認知症サポーター*養成講座	高齢者・地域福祉課				○	
・ケースワーカー、相談員等の研修	生活福祉課					○
・教職員の研修	青少年育成課 教育研究所	○				

(2) 市民を対象とする研修

市民一人ひとりが、周囲の人の異変に気づいた場合には、身近なゲートキーパーとして適切に行動できるように人材を育成します。

取組内容	担当	重点対象				
		子ども・若者	子育て世代	労働者	高齢者	生活困窮者
こころのサポーター*（ゲートキーパー）養成講座を開催し、傾聴することや適切な機関につなぐ等の役割を担える人材を養成する。	健康課	○	○	○	○	○
企業やPTA、町内会等の団体へゲートキーパー養成研修や出前健康講座の受講を積極的に働きかけて実施する。 【拡充】	健康課	○	○	○	○	○

基本施策3 市民一人ひとりの気づきと見守りの促進

(1) 生きる支援に関連する講演会の実施

市民や関係機関を対象に、こころの健康や、その他生きる支援に関連する講演会を開催し、一人ひとりの自殺対策に関する理解を深め、気づく力の強化を図ります。

取組内容	担当	重点対象				
		子ども・若者	子育て世代	労働者	高齢者	生活困窮者
自殺対策についての講演会を開催し、自殺リスクへの気づきを促す。	健康課	○	○	○	○	○
健康づくり講座で、こころの健康についての知識を普及する。	健康課	○	○	○	○	○
犯罪被害者等支援講演会を実施し、犯罪被害者等が置かれている立場や支援の必要性の意識改革を行う。	生活安全課	○	○	○	○	○
校区で講演会を実施し、青少年の非行防止、健全育成のために、子どもへの関わりについての知識等を普及する。	青少年育成課	○	○	○	○	
いじめ問題についてのフォーラムを実施し、学校・家庭・地域が連携し、社会全体でいじめ問題を未然に防止するための啓発活動に取り組む。	学校教育課	○				

(2) 媒体を通じた市民・関係機関への周知

リーフレット、メディア、SNS*等の媒体を利用し、自殺対策に関する情報や悩みの相談先を配布・発信することで、悩みを抱える人自ら相談に来てもらえるよう周知を図ります。また、関係機関に対して周知を図ることで、各機関から適切な相談窓口へ連携できる体制を強化します。

取組内容	担当	重点対象				
		子ども・若者	子育て世代	労働者	高齢者	生活困窮者
市役所内各部局（人権文化センター、生活安全課、産業振興課、生活福祉課、こども政策課、育児保健課、社会教育・スポーツ振興課等）や市民へリーフレットを配布する。 【拡充】	健康課	○	○	○	○	○
市内の企業、医療機関等にリーフレットを配布する。 【新規】	健康課	○	○	○	○	○

取組内容	担当	重点対象				
		子ども・若者	子育て世代	労働者	高齢者	生活困窮者
計画概要版を、支援者向けアンケートを配布した関係機関へ送付する。 【新規】	健康課	○	○	○	○	○
アプリ、SNS、ホームページ等のICT*を活用し、幅広い年齢層に対して、自殺対策にかかる相談窓口の周知や、自殺予防週間*等の周知を図る。 【拡充】	情報政策課 こども政策課 健康課	○	○	○	○	○
広報かこがわ等に、自殺対策の記事を掲載することで市民への啓発を行う。	秘書広報課 健康課	○	○	○	○	○

(3) 特定の場所やイベントにおける啓発

特定の市民が利用する場、集う場を啓発の機会と捉え、自殺対策に関する情報の周知や、各層に向けた相談先の周知を行います。

取組内容	担当	重点対象				
		子ども・若者	子育て世代	労働者	高齢者	生活困窮者
自殺対策強化月間*や自殺予防週間に、市役所庁舎前に懸垂幕を掲揚する。	健康課	○	○	○	○	○
自殺対策強化月間や自殺予防週間に図書館等で啓発コーナーを設ける。 【新規】	図書館 健康課	○	○	○	○	○
駅、商業施設、高校、大学等に相談先カードを設置する。 【新規】	健康課	○	○	○	○	○
成人式において、相談窓口の一覧等が掲載されているチラシを配布などし、周知する。	社会教育・スポーツ振興課 健康課	○		○		
就職活動中及び開始しようする者を対象とした就労支援イベントの参加者へ、相談先等を掲載した啓発グッズ等を配布する。 【新規】	産業振興課 健康課	○		○		

基本施策4 生きることの促進要因への支援及び阻害要因の減少

(1) 居場所づくり

複合的な問題を抱え社会的に孤立しやすい傾向にある人が、それぞれの立場で自分の居場所を感じ、人とのつながりを持つことができるよう居場所づくりに努めます。また、子育てや就学・学校生活等に関して不安を抱える保護者や児童生徒に対し、安心できる環境を提供します。

取組内容	担当	重点対象				
		子ども・若者	子育て世代	労働者	高齢者	生活困窮者
読書啓発を進めることで、すべての人に生きる力を与えることや、本を介した居場所づくりにつなげる。	図書館	○	○	○	○	○
妊産婦が集う場所を提供し、仲間づくりの支援を行うとともに、育児不安の軽減を図るための健康教育や、個別相談等を行う。	育児保健課	○	○	○		○
「ふれあい保育」等を通じて、悩みを抱えている保護者の育児不安の解消に努める。また、人とのつながりを持てる場を提供する。	幼児保育課	○	○			
適応指導教室「わかば教室」において、不登校状態にある児童生徒に対し、基本的な生活指導、個別カウンセリング、学習指導等、学校生活復帰に向けた支援を行う。	青少年育成課	○				
高齢者大学への参加により、学びの機会の提供や仲間づくり等の生きがいを推進する。	社会教育・スポーツ振興課				○	
介護従事者が悩みを共有したり、情報交換したりできる機会（介護者のつどい）を設けることで、支援者相互の支えあい（支援者への支援）を推進する。	高齢者・地域福祉課 (地域包括支援センター)				○	
認知症の当事者やその家族のみならず、介護従事者が悩みの共有や、情報交換できる場（認知症カフェ）を設けることで、支援者相互の支えあいを推進する。	高齢者・地域福祉課				○	
いきいき百歳体操で毎週集うことにより、地域の絆を強める。また、参加者に自殺予防の啓発を行うことで、自殺対策の市民への周知、啓発の機会とする。	高齢者・地域福祉課				○	

(2) 相談支援の実施

自殺リスクを抱える人は様々な問題を複合的に抱えている傾向があるため、あらゆる相談窓口において悩みを傾聴し、相談支援を実施します。また、必要に応じて適切な相談・支援機関へつなぎます。

取組内容	担当	重点対象				
		子ども・若者	子育て世代	労働者	高齢者	生活困窮者
保健師が電話・面接・訪問等により、身体やこころの悩みに関する相談に応じる。また、困った際の対応について情報提供や助言を行う。						
・妊娠・出産・育児の悩み	育児保健課	○	○	○		○
・家庭問題、虐待の悩み	家庭支援課	○	○	○		○
・高齢者の悩み（介護、認知症等）	高齢者・地域福祉課 介護保険課				○	○
・その他、身体・精神面の健康問題 （こころの悩み、アルコール問題、ひきこもり、自殺未遂等）	健康課 健康福祉事務所 （保健所）	○	○	○	○	○
こころの病気や悩み・アルコール問題について、精神科医師や断酒会、保健師が専門的な相談支援を行う。	健康福祉事務所 （保健所）	○	○	○	○	○
ワンストップ窓口により、犯罪被害者等が抱える様々な問題について相談に応じ、適切な窓口の案内や必要な情報の提供を行う。	生活安全課	○	○	○	○	○
人権課題についての相談に応じ、適切な窓口を案内する。	人権文化センター	○	○	○	○	○
配偶者や恋人からの暴力（DV）についての相談に応じるとともに、被害者の保護や自立に関する支援を行う。	配偶者暴力 相談支援センター	○	○	○	○	○
民生委員・児童委員が、地域で困難を抱えている人に気づき、悩みごとを傾聴し、適切な相談機関につなげる等、必要な援助を行う。	高齢者・地域福祉課	○	○	○	○	○
ピアカウンセリング*で、障がいを持つ当事者自身が、相談を受ける障がい者と同じ立場で話し合い、サポートすることで、自立した生活の援助を行う。	障がい者支援課	○	○	○	○	○

取組内容	担当	重点対象				
		子ども・若者	子育て世代	労働者	高齢者	生活困窮者
窓口対応において、障がい者・障がい児及び家族の抱える様々な問題に気づき、適切な支援先へとつなげる。 サービスの利用や相談を通じて、本人や家族の負担軽減を図る。	障がい者支援課	○	○	○	○	○
地域の相談支援の拠点として、障がいのある人が住み慣れた地域でいきいきと安心して暮らせるよう、様々な悩みごとの相談や制度の案内等総合的、専門的な相談支援を行う。	障がい者支援課 (障がい者基幹相談支援センター)	○	○	○	○	○
成年後見制度*を利用するにあたり、申立人がいないことや経済的な理由等により申立てができない高齢者や障がい者に対し、市長が申立人になったり、手続き費用を補助する。	障がい者支援課	○	○	○		○
	高齢者・地域福祉課				○	
家庭児童相談員*等が家庭問題、虐待の悩みについての相談に応じるとともに、関係機関との緊密な連携を図りながら援助支援を行う。	家庭支援課	○	○	○		○
母子・父子自立支援員*がひとり親家庭の自立支援のための相談支援を行う。	家庭支援課	○	○	○		○
少年の街頭補導・非行防止啓発活動を行い、少年の実態把握及び非行の早期発見・指導を図る。また、来所・電話・訪問による相談を行い、個別指導、環境整備及び再発防止を図る。	青少年育成課	○				
幼児・児童・生徒の不登校、いじめ、学習、進路、しつけ、発達、苦情・要望等教育に関する相談を受け、生活意欲の向上、発達・自立のための助言を適切に行い、問題の解消及び軽減が図られるように心理と教育の両面から支援を行う。	青少年育成課	○	○			
保育士が子育てに悩む保護者の手立てとなり、積極的支援を行う。保育を通して、子どものこころとからだの健やかな成長を促す。	幼児保育課	○	○			
窓口保育コンシェルジュ*を配置し、保護者からの相談に対応し、適切な機関につなげる等問題解決の糸口を見つける。	幼児保育課		○			

取組内容	担当	重点対象				
		子ども・若者	子育て世代	労働者	高齢者	生活困窮者
女性のための働き方相談・労働相談で、働いている女性、働きたい女性を対象に男女共同参画推進専門員*や社会保険労務士*が相談を行い、仕事や生活における将来への不安、負担の払拭、軽減につなげる。	男女共同参画センター			○		
経営指導員*が、資金繰り等、中小企業経営者の抱える多様な相談に対応する。	産業振興課 商工会議所			○		
労働相談員*による賃金、解雇、職場の人間関係等、労働に関する相談に対応する。	産業振興課 勤労会館			○		
介護にまつわる諸問題についての、窓口や電話での相談機会の提供を通じて、家族や本人が抱える様々な問題を察知し、支援につなげる。	介護保険課				○	
権利擁護*等を含む、高齢者への総合相談で、総合的に相談を受けることで、困難な状況に陥った高齢者の情報を最初にキャッチし、支援につなげる。	高齢者・地域福祉課				○	
生活保護の相談で、相談者の様々な問題点を整理し、生活のための助言等の実施や関係機関への引き継ぎを行うほか、生活保護受給世帯への訪問面接、医療相談等により必要な支援を行う。	生活福祉課					○
生活困窮の相談で、相談者各人（世帯）の様々な問題点を整理し、生活のためのアドバイス等の実施や関係機関への引き継ぎを行うことで、困窮状態の解消を図る。	生活福祉課					○
多重債務相談をきっかけに、抱えている他の課題も把握・対応し、問題の解決に向けた包括的な支援を行う。	生活安全課					○

(3) 自殺未遂者への支援

自殺未遂者の再企図を予防するために、自殺未遂者に対する個別支援を行います。また、自殺未遂者に関わる関係者に対する研修会を実施することで、関係者の適切な対応技術の習得、連携の強化を図ります。

取組内容	担当	重点対象				
		子ども・若者	子育て世代	労働者	高齢者	生活困窮者
救命士の研修において、自殺未遂者への対応要領を盛り込むことで、自殺対策の重要性に関する意識の向上と適切な対応技術の習得を図る。【拡充】	救急課	○	○	○	○	○
自殺未遂に関する相談に対し、関係機関と連携し、支援を行う。【拡充】	市役所内各部局 健康福祉事務所 (県保健所)	○	○	○	○	○
自殺未遂者対策ネットワーク研修会において、保健福祉・医療・消防・警察等の関係者が地域課題と関係機関の役割を共通認識し、連携体制の強化を図る。	健康福祉事務所 (県保健所)	○	○	○	○	○

(4) 自死遺族への支援

自死遺族は、家族を亡くしたことによる悲嘆や苦しみといった精神的な負担だけでなく、偏見や差別から二次的な被害を受けることがあります。したがって、自死遺族への個別支援や、ホームページ等を利用して、相談先の周知を行います。また、市民や支援者への普及啓発等の機会に、自死遺族への理解を深めるための啓発を行います。

取組内容	担当	重点対象				
		子ども・若者	子育て世代	労働者	高齢者	生活困窮者
遺された遺族等のあるところの相談に応じる。必要に応じ自死遺族によるわかち合いにつなぐ。	健康課 健康福祉事務所 (県保健所)	○	○	○	○	○
ホームページ上での自死遺族への相談先等の周知を行う。【拡充】	健康課	○	○	○	○	○
普及啓発や人材育成において、自死遺族が直面する様々な問題についての理解と、支援方法について周知する。【拡充】	健康課	○	○	○	○	○

(5) その他、生きることの促進要因の増加及び阻害要因の減少への支援

各重点対象者に対し、生きることを促進させる要因の増加及び生きることを阻害する要因を減少させるための支援を行います。

取組内容	担当	重点対象				
		子ども・若者	子育て世代	労働者	高齢者	生活困窮者
生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育てに関する情報の提供並びに乳児及びその保護者の心身の状況及び養育環境の把握を行うほか、養育についての相談に応じ、助言その他の援助を行う。	育児保健課	○	○	○		○
就労支援に関する取組（JOBフェア事業、就職支援セミナー事業、インターンシップ事業、就職活動・個別相談事業）を広く市民へ周知し、若年者・求職者の就職支援につなげる。	産業振興課 勤労会館	○		○		
独居高齢者等見守りの必要な高齢者の家に訪問することで、実態把握し、必要な支援へつなげる。また、関係機関と情報を共有することで、ネットワークづくりの継続とともに、自殺のリスクを抱えている可能性のある市民へのアウトリーチ*に活用する。	高齢者・地域福祉課				○	
介護保険未利用で閉じこもりがちである高齢者や、身体面で問題や不安を抱えて孤立状態にある高齢者を把握し、支援に結びつける。	高齢者・地域福祉課 地域包括支援センター				○	
ホームレス生活をしている者や住居を喪失しホームレス状態となった者に対して、宿泊場所を提供し衣食を支給することで、生活の質が向上するよう支援する。また、住居確保給付金により、失業等で住居を失う恐れのある者の住まいの安定を図る。	生活福祉課					○
ホームレス生活をしている者や住居を喪失しホームレス状態となった者を発見し、相談支援につなげる。	生活福祉課					○

基本施策5 児童生徒のSOSの出し方に関する教育

(1) 児童生徒のSOSの出し方に関する教育の実施

自殺予防に関する相談ハンドブックを用いた啓発活動や、SOSを発信することができるように普及啓発を行います。また、早期段階から自分の命を大切にする児童生徒の育成に向けた教育を行います。

取組内容	担当	重点対象				
		子ども・若者	子育て世代	労働者	高齢者	生活困窮者
小学校4年生から中学校3年生に、自殺予防に関する相談啓発リーフレットを配布するとともに、活用方法について教育相談コーディネーターを核とした教職員への研修を実施する。児童生徒が生涯にわたってSOSを発信できるように、授業を通して啓発を行う。 【拡充】	青少年育成課	○				
自他の命を大切にする児童生徒の育成に向けて、モデルユニットを指定し、命の大切さを学ぶ命の教育、SNS等利用に関する情報モラル教育、自己肯定感を育む教育を早期段階から行う。	学校教育課	○				

(2) 児童生徒のSOSの出し方に関する教育を推進するための連携の強化

児童生徒のSOSの出し方に関する教育を推進するために、教職員、児童生徒同士や保護者が、こころのサインに気づき、受け止め、見守ることができるように啓発します。また、学校における不登校減少やいじめ、問題行動をなくすための取組についても強化します。

取組内容	担当	重点対象				
		子ども・若者	子育て世代	労働者	高齢者	生活困窮者
「学校生活に関するアンケート(アセス)」を小学校3年生から中学校3年生を対象に実施し、児童生徒の学校への適応感を測るとともに、全児童生徒に教育相談を行い、いじめや不登校等の学校不適応の未然防止や早期発見・早期対応を図る。	青少年育成課 各小中学校	○				
「子どものサイン発見チェックリスト」を全児童生徒の家庭に配布し、保護者が子どもの心のサインに気づけるよう支援する。	青少年育成課	○	○			
メンタルサポーター*を市内全中学校に配置し、多様で複雑な不登校の要因や背景を把握し、不登校等の未然防止、早期発見・早期対応に関わる支援を行う。	青少年育成課	○				

取組内容	担当	重点対象				
		子ども・若者	子育て世代	労働者	高齢者	生活困窮者
心の絆プロジェクト*で、児童会、生徒会を中心に自主的、主体的な活動を行い、望ましい人間関係、集団づくりを進め、子どもたちの絆づくりを深める。	学校教育課	○				
市教育委員会に「スクールサポートチーム*」を設置し、構成員の専門性を活かして、学校が抱える生徒指導上の諸問題の未然防止、早期対応・早期解決に向けた支援を行う。	青少年育成課	○				
スクールソーシャルワーカー*を市内全中学校区に配置し、関係機関とも連携した包括的な支援を行い、児童生徒や保護者の抱える問題の解決を図る。 【拡充】	青少年育成課	○	○			
加古川市家庭教育大学（研修会や講演会）で自殺問題について講演することにより、保護者の間で、子どもの自殺の危機に対する気づきの力を高める。 また、研修会等で相談先の情報等をあわせて提供する。 【拡充】	社会教育・スポーツ振興課 健康課	○	○	○		

※その他生きる支援に関連する施策を含む「生きる支援の関連施策一覧」を資料編に掲載しています。

3 評価指標

本計画では、段階的な進捗管理によって計画の数値目標（自殺死亡率）を達成し基本理念を実現することを目指し、①計画の数値目標、②取組に関する評価指標、③基本施策ごとの取組目標の3段階で評価指標を設定します。

①計画の数値目標（再掲）

指標	現状 平成 29 年 (2017 年)	目標値 平成 35 年 (2023 年)
自殺死亡率（人口 10 万対）	17.5	14.8 以下

②取組に関する評価指標

指標	現状 平成 29 年 (2017 年)	目標値 平成 35 年 (2023 年)
研修会・講演会等の「満足度」について、肯定的な回答をする参加者の割合	90.0%程度	90.0%以上 (現状維持)
支援者のうち、こころの健康に関する悩みについての相談先を知っている人の割合の増加	51.5%	62.0%以上
支援者のうち、こころの悩みを持つ人に気づいた際に、悩みを傾聴する意識や、他の相談窓口につなぐ意識を持つ人の割合	—	70.0%以上

※市独自で設定した指標についての5年間の改善率は、現状値の概ね20%とします。

※評価年度は異なりますが、「ウェルネスプランかこがわ 第2次健康増進計画・第2次食育推進計画」（平成34年（2022年）評価予定）における『休養・こころの健康』の評価指標も、評価の参考とします。

③基本施策ごとの取組目標

1 地域におけるネットワークの強化

取組	目標（毎年度）
自殺対策推進本部会議の開催	1回開催
自殺対策連絡会議	2回開催

2 自殺対策を支える人材の育成

取組	目標（毎年度）
こころのサポーター養成講座の開催	1コース（2回）開催し、年間20人が参加
職員・関係団体等に対するゲートキーパー養成研修等の開催	6回開催し、年間100人以上参加

3 市民一人ひとりの気づきと見守りの促進

取組	目標（毎年度）
相談窓口案内チラシ・カードの作成、配布	2,000部
啓発リーフレットの作成、配布	3,000部

4 生きることの促進要因への支援及び阻害要因の減少

取組	目標（毎年度）
各相談支援事業の継続	各担当課における相談支援事業の継続実施

5 児童生徒のSOSの出し方に関する教育

取組	目標（毎年度）
児童生徒のSOSの出し方に関する教育の継続	継続実施（小学校4年生から中学3年生に、自殺予防に関する相談啓発ハンドブックを配布）